

毎週月、水、金曜日発行

富 山 県 報

平成29年12月27日

水 曜 日

号 外

目 次

選挙管理委員会告示

○不在者投票を行うことができる施設の指定

1

告 示

富山県選挙管理委員会告示第90号

不在者投票を行うことができる施設の指定について

公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第55条第2項及び第4項第2号の規定により、不在者投票を行うことができる施設を次のとおり指定する。

平成29年12月27日

富山県選挙管理委員会

委員長 野 尻 昭 一

施設の種類	施設の名称	施設の所在地	指定年月日
病院	チューリップ長江病院	富山市長江5丁目4番33号	平成29年12月19日

